

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月5日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

館ヶ岡地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年 9月17日（当初作成）

平成28年10月18日（第1回目見直し）

平成29年11月 7日（第2回目見直し）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 0 経営体

個人 13 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。

担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

館ヶ岡地区は基盤整備が完了しているため、田の区画は大きい。水稻の担い手への集積とキュウリの複合経営により、安定的な経営を目指す。

また、現在は担い手がある程度いるため、地域の農地を維持できているが、徐々に高齢化が進んできている。そのため将来を見据えて、後継者の育成や新規就農者の確保に努め、今後の地域農業について話し合いを続けていく。